

# 監査報告書

学校法人 山田学園  
理事会 御中  
評議員会 御中

令和 7 年 5 月 29 日

学校法人 山田学園

監事 簗 美代子



監事 志水 正芳



私たち学校法人の監事は、私立学校法第 37 条 3 項の規定に基づく監査を行うため、学校法人山田学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日より令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務並びに財産の状況について監査を行った。

監査の結果、学校法人山田学園の業務に関しては、法令及び寄附行為に違反する重大な事実はなく、また、計算書類は、学校法人会計基準に準拠して、当該年度の経営状況及び財政状態を適正に表示しているものと認める。

以上

私立学校法  
(役員の職務)

第三十七条 理事長は、学校法人を代表して、その業務を総理する。

2 理事（理事長を除く。）は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌握し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事の職務は、次のとおりとする。

一 学校法人の業務を監査すること。

二 学校法人の財産の状況を監査すること。

三 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所属庁に報告し、又は理事会及び評議委員会に報告すること。

五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。